

令和元年

寒河江市農業委員会第9回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会
第9回総会

日 時 令和元年9月25日(水) 午前9時00分

会 場 寒河江市役所 議会会議室

出席委員

1番 相原 稔	2番 猪倉 通文	3番 菊地 ひとみ
4番 土屋 喜久夫	5番 加藤 友康	6番 影沢 政俊
7番 土田 彦雄	8番 大泉 邦彦	9番 佐藤 義広
10番 奥山 浩二	11番 菊地 弘美	12番 渡辺 裕之
13番 眞木 早百合	14番 新宮 しのぶ	15番 鈴木 久一
16番 石山 邦一	17番 菅井 孝一	18番 木村 三紀

事務局

事務局 長 門口 隆太	事務局 長 補 佐 (兼) 農地 係 長 日下部 靖 広
総務 主 査 高子 英 晴	総務 係 長 菊地 亮
農地 係 主 事 国井 茂 伸	

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について

議事

- (1) 議題33号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議題35号 農用地利用集積計画書の審議について

開会 午前 9時30分

木村議長 ただいまより寒河江市農業委員会第9回総会を開催します。

木村議長 初めに、総会の成立についてですが、本日の出席者は、総委員数18名中出席委員18名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立いたします。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長 それでは、1番・相原 稔委員、13番・眞木早百合委員にお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、高子主査にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。事務局。

事務局(国井主事) はい、議長。
報告事項を申し上げます。議案書の2ページをごらんください。

(報告事項朗読)

木村議長 ご苦労さまでした。
ただいまの報告について質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

木村議長 ないようですので、事務局からほかにありますか。

(「ありません」の声あり)

木村議長 それでは早速、議事に入ります。

議第33号から議第35号までの議案について一括上程します。

(1) 議第33号「農地法第3条の規定による許可処分について」

(2) 議題34号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(3) 議題35号「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第33号から議第35号まで一括上程します。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理人、報告をお願いします。菅井会長職務代理人。

菅井会長職務代理人 はい、議長。17番菅井です。

去る9月19日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会にかかわる案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、農地法第3条の許可申請案件2件を実施し、審査しました。

議第33号「農地法第3条の規定による許可処分について」、順位43番と44番の所有権移転、西根地区の自作地相互の交換です。申請地は天童街道沿線にあり、春先から既

に盛土が行われており、農地改良届を提出するように指導を行っていた農地となっております。

現地調査を行ったところ、順位44番の農地には、既に鉄パイプによるもみ殻置き場倉庫が整備されておりました。事前審査会において地区農業委員から厳重に注意をし、また、速やかに農地法による農業施設用地への転用許可申請を行うように指導するようになり、このたびの許可はやむを得ないというふうに判断しました。その他、申請された案件については、全て異議なしとされたところです。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間につきましては30分程度としまして、10時5分までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前 9時36分

再開 午前 10時08分

木村議長

それでは議事を再開します。

初めに、議第33号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江地区、土屋委員、お願いします。土屋委員。

土屋委員

はい、議長。4番、土屋です。

「農地法第3条の規定による許可処分について」。6ページをお開きください。

(議案書順位41番朗読)

この件につきまして、9月14日に佐藤委員、小野推進委員と一緒に現地を確認してまいりました。現地はもとの東北電力さんの西側に当たりまして、大泉観光果樹園の2軒隣のうちのすぐ裏というようなところで、100平米のところに何で溝延からわざわざ来るんだということで、ちょっと不思議に思っていたわけでありまして、事前審査会の中で先月非農地証明の届けがあったところ、いわゆるその2軒隣の3軒目が空き地なので、そこに家を建てて、家と隣接する畑を求めるんだということで私は理解したわけです。溝延からわざわざ少しの畑さなぜ来るんだというような疑問を持っていたわけですが、屋敷畑にするんだということで、地区の皆さんも理解したとところでございます。異議はございませんでした。

続きまして、順位の42番。

(議案書順位42番朗読)

この3件につきまして、14日に同じように佐藤委員、小野推進委員と現地を確認してまいりました。上から順繰り説明しますと、下久保のほうはちょうど最上川の堤防の下でございます。最終的には、出し合いの農道のようなところについておまして、■■■■さんはそこをきれいに野菜畑につくったわけでありまして、今本楯のほうで、いちじくがものすごくブームになっていまして、そのいちじくをそこに作付するというようなことであります。

また、小中向、本楯二丁目のほうは、サクランボが現在植えられておりまして、そのままビー・エム・エフのほうでもサクランボと桃をつくっていくということでございます。現地を確認した結果、地区審査のほうでも何ら異議はございませんでした。

報告を終わります。

木村議長

ありがとうございました。

続いて西根・三泉地区、鈴木委員、お願いします。鈴木委員。

鈴木委員

はい、議長。15番、鈴木です。

同じく、6ページをごらんください。

(議案書順位39番朗読)

この関係につきまして、9月13日に加藤委員、國井推進委員と現地を確認してまいりました。現地は日田の天童街道沿いにかつらというおそば屋がありますが、その筋向いにNTTかどこかの鉄塔があります。その鉄塔のすぐバックにこの現場がありまして、そしてこの受人の■■■■さんも牛舎をその敷地に隣接しておりまして、それゆえに■■■■さんが受人というふうになったのではないかと判断しました。受人の■■■■さんが、既に普通野菜というか、家庭用菜園として利用しておりまして、少しずつそういった形で利用していくというふうなことがありますので、何ら問題ないと思うので見てきました。地区審査も異議はございませんでした。

続いて、7ページをごらんください。順位は43番、44番、関係がありますので、あわせて報告をいたします。

(議案書順位 4 3、4 4 番朗読)

この関係につきまして、9月13日に加藤委員、國井推進委員と見てまいりました。あわせまして、9月19日に事前審査会でも見てまいりました。■■■■さんがそこに米の乾燥施設あるいは米を摺る施設をつくり、その出たもみ殻を貯蔵するというふうな予定でありますので、そこが■■■■さんの農地でありますので、その脇にさらに■■■■さんの農地があったために許可するというような内容ですので、問題ないというふうに見てきました。地区審査にも異議がありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、柴橋地区、奥山委員、お願いします。奥山委員。

奥山委員

はい、議長。10番、奥山です。

6ページをお開きください。

(議案書順位 3 8 番朗読)

この地について、9月14日土曜日に、大泉委員、熊坂推進委員とともに現地確認を行いました。現地は国道287号線と国道458号線の交差する交差点、ヤマザワ中郷店のところの信号から中山町のほうに500メートルくらい行った右側にある、一帯がそれぞれ1反歩区切りくらいの田んぼが何十枚とあるような箇所のみ1枚でした。現地のほうに行きまして田んぼを見ていると、今変えたというよりも前からつくっていて、周りの田んぼと同じように極めて良好に生育されているというような状況でした。田んぼのほうもきちんと耕

作されているというような状況で、何の問題もないなというふうに見てまいりました。地区審査のほうも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、猪倉委員お願いします。猪倉委員。

猪倉委員

はい、議長。2番、猪倉です。

(議案書順位40番朗読)

これにつきまして、9月15日相原委員、川越推進委員と私と3人で現地を見てまいりました。現地は工業団地から谷沢というかバイパスの向いの西川町に向かしまして、谷沢の旧道とバイパスが交わるちょっと手前にございました。ここは、■■■■さんがY字型のサクランボをつくってございまして、もともとこれは田んぼだったらしいんですけども、田んぼの中に1枚の基盤整備がなっておりまして、その690平米だけが■■■■さんの土地でしたけれども、現地確認に15日に行ったときには既にサクランボが植えてありました。きれいに除草もしてあったりもして。このままでちゃんと管理してくれると3人で話し合ってきました。地区も3人とも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

順位38番から順位44番まで、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第33号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第33号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第34号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、西根・三泉地区、鈴木委員、お願いします。鈴木委員。

鈴木委員

はい、議長。15番、鈴木です。

議題34号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」お願いいたします。

(議案書順位32番朗読)

この関係につきまして、9月13日に加藤委員、國井推進委員と現地を見てまいりました。現地は日田地内のもとの天童街道沿いでありまして、順位32番の場所は東隣には■■■■さんの住宅地でありまして、その手前が別な■■■■さんという住宅地になっております。その住宅地に囲まれた、そこだけぽつんとあいているような農地であります。あとは、南側のほうに農地が広がっているんですが、計画を見ますと、そこは住宅を道路端に建てて、そっちのほうに家庭菜園をつくりたいというふうな計画でもありますので、周辺農地の影響もないというふうに見てまいりました。地区審査も異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、白岩地区、新宮委員お願いします。新宮委員。

新宮委員

はい、議長。14番、新宮です。

引き続き、9ページをごらんください。

(議案書順位30、31番朗読)

順位30番、31番両件につきまして、9月12日に木村会長、菊地ひとみ委員、眞木委員と一緒に現地確認をしてき

ました。両件とも計画どおりであれば周辺農地への影響もないと判断しました。また、地区審査でも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

順位30番は、住宅建築用敷地への転用になっております。申請地は第1種農地及び第3種のいずれの要件にも該当しない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断します。第2種農地は原則不許可ですが、代替性はなく問題はないと考えます。

順位31番は、駐車場用敷地への転用になっております。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域にある農地で、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続しており、また代替性もなく問題はないと考えます。

順位32番は、住宅建築用敷地への転用となっております。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域の農地で、第1種農地と判断します。第1種農地は、原則不許可ですが、集落に接続しており、また代替性もなく問題はないと考えます。また、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題はないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第34号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第34号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第35号「農用地利用集積計画書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

西根・三泉地区、鈴木委員、お願いします。鈴木委員。

鈴木委員

はい、議長。16番、鈴木です。

議第35号「農用地利用集積計画書の審議について」、お願いいたします。

12ページをお開きください。

(議案書朗読)

13ページをお開きください。

(議案書朗読)

利用権設定の■■■■さんは認定農業者でありますので、何の問題もないというふうに。地区審査も異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第35号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第35号は原案のとおり決定いたし

ました。

木村議長

これで、本日上程された議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時32分

令和元年9月25日

第9回総会 議長 木村 三紀

議事録署名委員 1番委員 相原 稔

議事録署名委員 13番委員 眞木 早百合